

水道料金・下水道等使用料 について

料金算定の考え方や第6次実施・財政計画に基づいた収支等の予測について

1

水道料金・下水道使用料等の審議について

令和6年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
審議会		第1回 上下水道の概要について			第2回 上下水道決算		今回の審議は ここです		第3回 令和6年度実施計画・財政計画に基づく上下水道料金の現状		第4回 上下水道ビジョン中間改定等	

令和7年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
審議会		第5回 水道料金について			第6回 下水道使用料について		令和7年度実施計画・財政計画による上下水道料金の最終審議		第7回		第8回 答申(案)について	答申

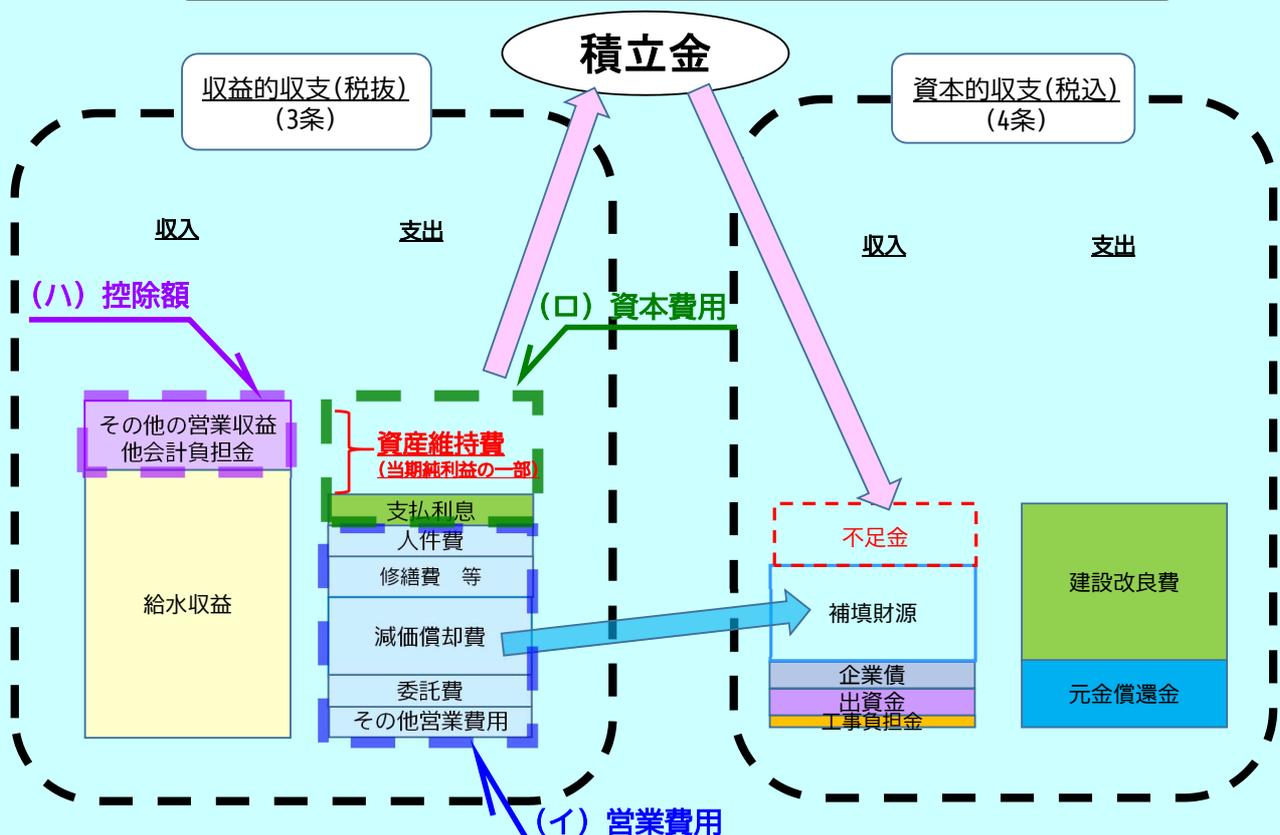
※審議予定であり、日時や回数は変更する場合があります。

2

水道料金について

3

料金算定に係る水道事業決算 イメージ



※収入から長期前受金戻入・水道加入金を除く

4

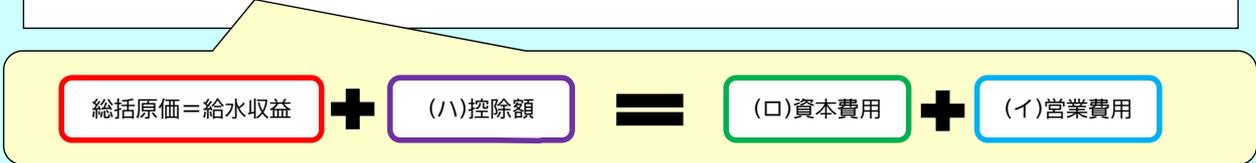
水道料金の考え方

公益社団法人日本水道協会では、「水道料金算定要領(以下「算定要領」という。)」を定めており、本市では、この算定要領に基づき水道料金の算定を行っている。

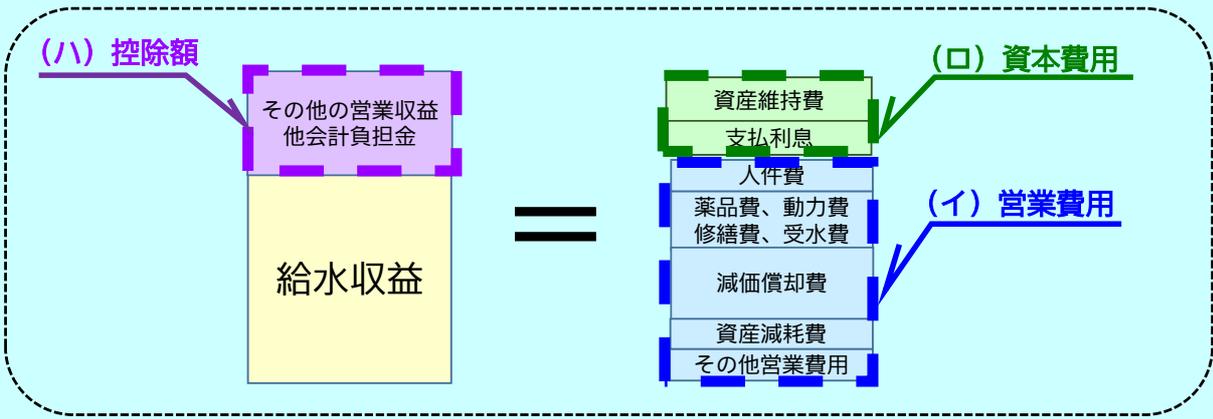
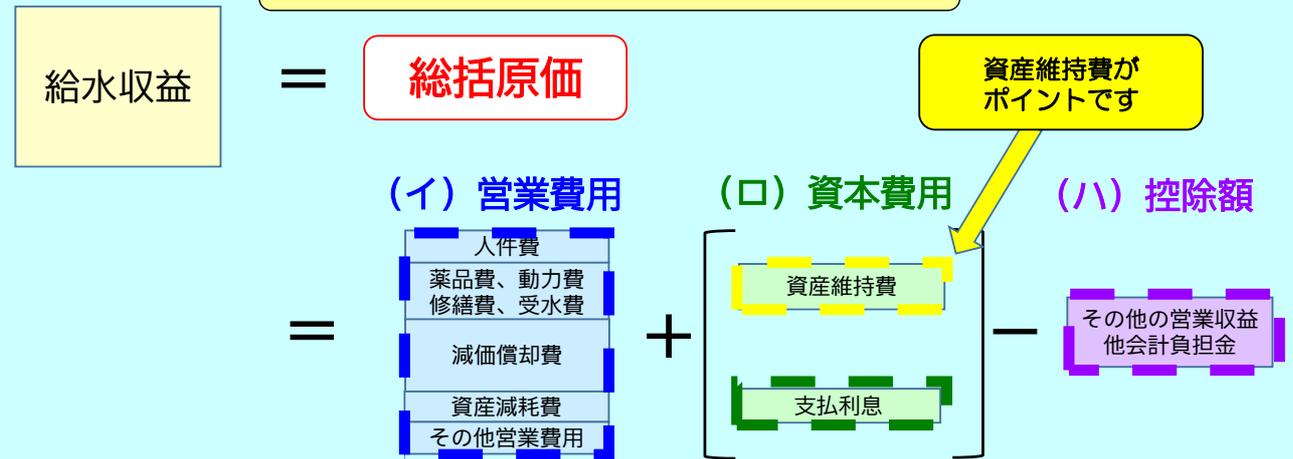
過去の実績及び社会経済情勢の推移に基づく合理的な給水需要予測と、これに対応する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営に基づく**営業費用**+水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる**資本費用**により算定

⇒ **総括原価方式**

- 料金収入（給水収益） = 総括原価
 = 営業費用（イ）+資本費用（ロ）-控除額（ハ）
- イ 営業費用・・・人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費
 資産減耗費、その他営業費用
 - ロ 資本費用・・・支払利息、資産維持費
 - ハ 控除額・・・営業収益の額から給水収益を控除した額（その他の収益）



総括原価の考え方



資産維持費を除いた総括原価の予測(2025(R7)年度～2028(R10)年度)

資産維持費を除いた水道事業にかかる総括原価の予測(2025(R7)～2028(R10))

単位：千円

	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	合計	
(イ)営業費用	6,906,954	6,818,785	6,701,835	6,864,849	27,292,423	
(ロ)資本費用	支払利息	60,956	53,406	53,686	55,639	223,687
	資産維持費					
(ハ)控除額	382,910	355,645	345,017	350,586	1,434,158	
合計	6,585,000	6,516,546	6,410,504	6,569,902	26,081,952	

※第6次財政計画を採用

この差額が、料金を据置きにした場合の資産維持費(当期純利益)となる。

4年間差額
1,746,873千円
(436,718千円/年)

給水収益の予測(2025(R7)～2028(R10))

単位：千円

	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	合計
給水収益	6,998,430	6,971,425	6,955,428	6,903,542	27,828,825

7

資産維持費の算定

$$\text{資産維持費} = \text{(1)対象資産} \times \text{(2)資産維持率}$$

(1)対象資産

償却資産額の料金算定期間期首及び期末の平均残高とし、遊休資産を除くなど、将来的にも維持すべきと判断される償却資産とする。

(2)資産維持率

今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として**3%を標準**とし、各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定するものとする。

ただし、標準的な資産維持率により難しいときは、各水道事業者における長期的な施設整備・更新計画及び財政計画等を踏まえて計画的な自己資本の充実を図るため、料金算定期間の期末における中間的な自己資本構成比率の目標を達成するための所要額を資産維持費として計上できるものとする。

8

前回料金算定 (R5) の資産維持率の検討

資産維持率 標準 3%

水道料金 20%以上の多大な値上げは、市民生活に多大な影響。積立金の推移は11年後に、200億円を超える予測。

市民生活に影響の少ない水道料金を据置いた場合の積立金の推移を考慮する。

(料金を据え置いた場合)
資産維持率 0.71%

給水収益 (現在の料金) から算出した資産維持率で、積立金 (繰越財源) の推移を注視する。

財源不足になるかどうかの確認をする。

9

水道料金を据え置いた場合の資産維持率

4年間の給水収益
27,828,825千円

4年間の総括原価
(資産維持費を除く)
26,081,952千円

R5算定 18億円
↓
R6算定 17億円

4年間の差額
1,746,873千円
1年間の差額
436,718千円

1年間の差額
436,718千円

償却対象資産
66,475,883千円

0.00656
(0.66%)

R5算定 0.71%
↓
R6算定 0.66%

据え置きとした場合の資産維持率 ⇒ 0.66%

10

料金を据え置きとした場合 前回(R5)料金審議との比較

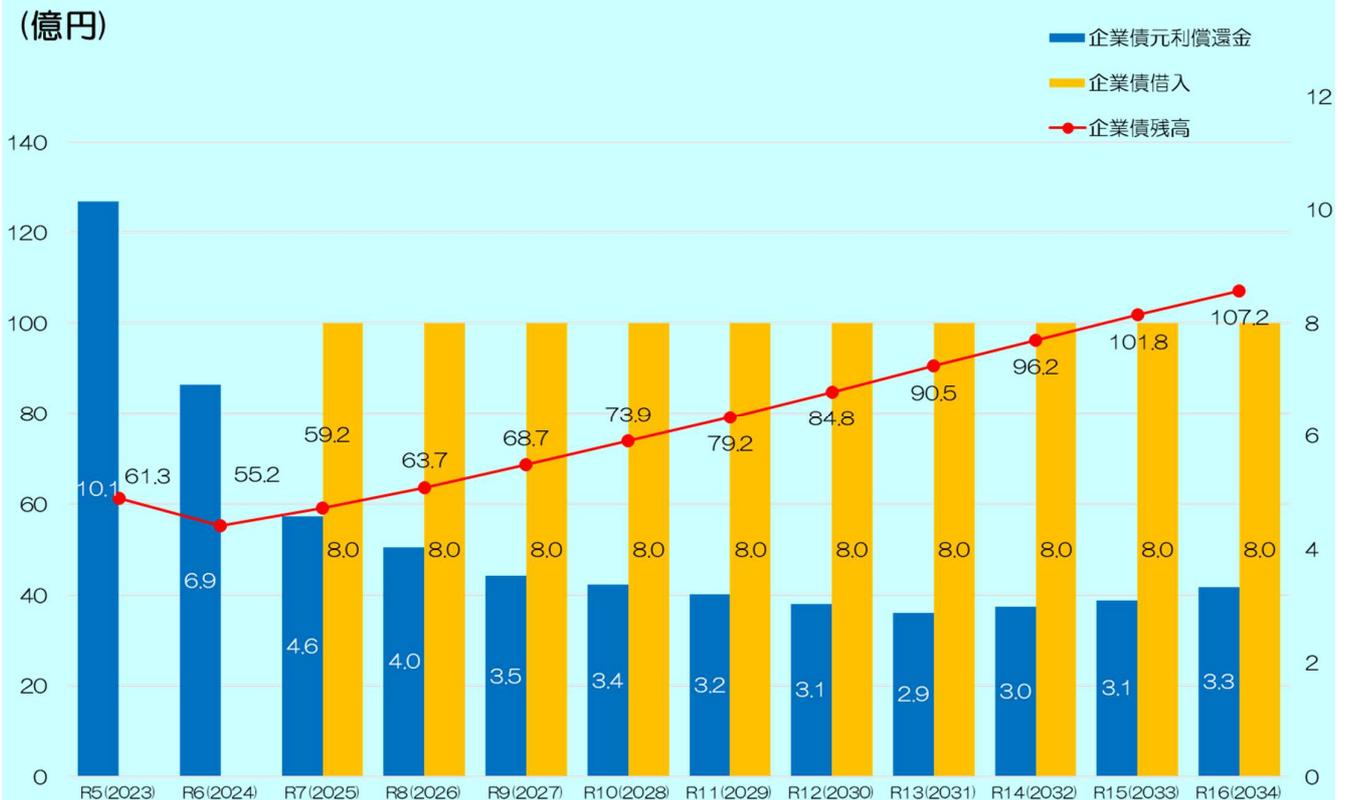
上段 : 今回料金審議(R6)
 (下段) : 前回料金審議(R5)

料金据え置いた場合
 資産維持費率0.66%に相当
 (令和5年度 約0.71%)



2034(R16)年度までの企業債残高の推移

※第6次財政計画から抜粋



企業債残高対給水収益比率

$$\text{企業債残高対給水収益比率 (R5)} = \frac{\text{企業債現在高}}{\text{給水収益 (1年分)}} \times 100\% = \frac{52.2 \text{ 億円}}{70.2 \text{ 億円}} \times 100\% = \underline{74.31\%}$$



繰越財源(積立金)の推移 前回料金審議(R5)との比較



下水道使用料について

15

下水道使用料対象経費の考え方

下水道管理運営費
収益的収支 支出
(資本費・維持管理費)

下水道管理運営費
(雨水)

下水道管理運営費
(汚水)

下水道管理運営費
(汚水)

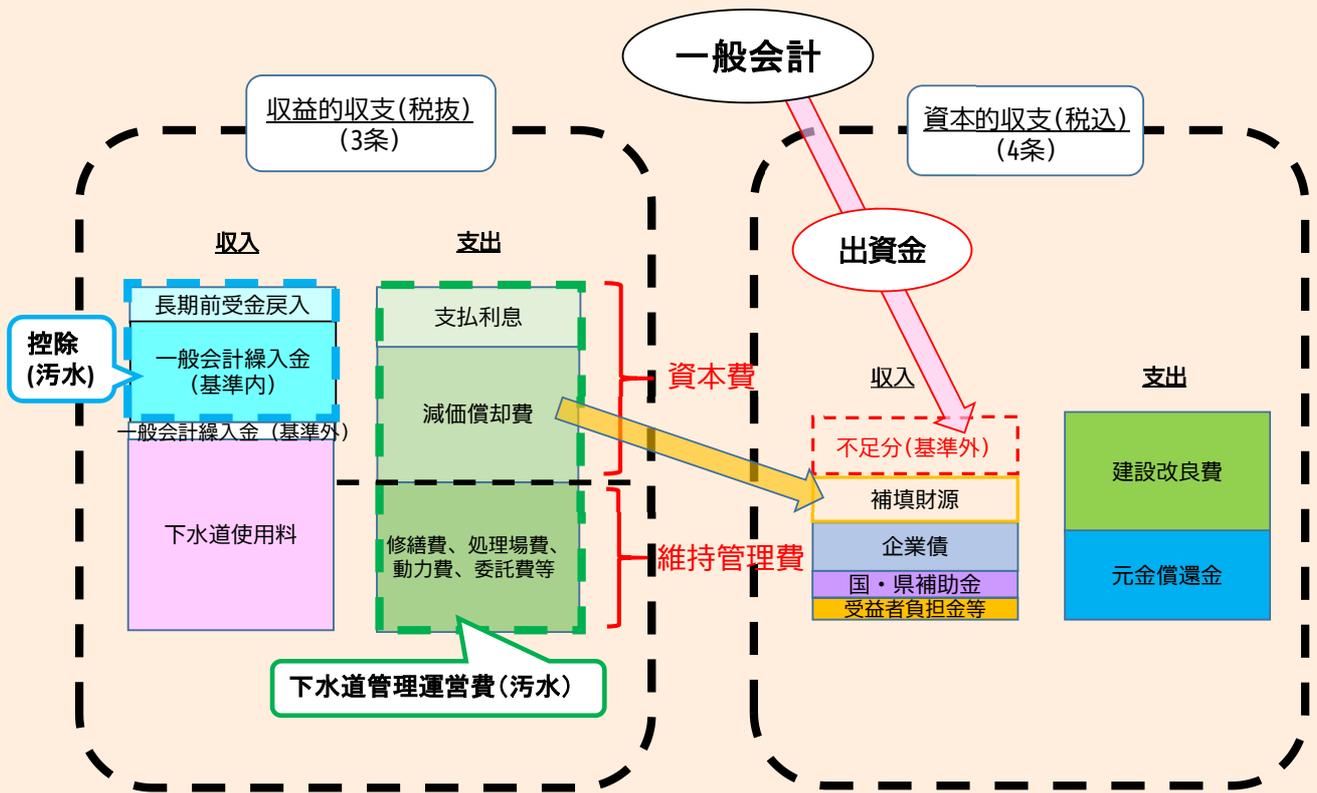
控除額

下水道使用料対象経費
(汚水処理費)

控除額・・・一般会計繰入金(基準内)
長期前受金戻入

16

下水道事業決算（污水） イメージ図



17

下水道使用料に対する考え方

I. 第5次下水道財政研究委員会の提言（昭和60年7月）

- (1) 污水に係る**維持管理費**は、公費で負担すべき部分を除いた全額を対象とすること。
- (2) 污水に係る**資本費**は、公費で負担すべき部分を除いた全額を対象とすることが妥当であるが、使用料が著しく高額となる等の事情がある場合は、過渡的に、使用料の対象とする範囲を限定する事ができる。
 ⇒建設段階においては、使用料が高額になる等の事情により、範囲を限定する。

下水道使用料算定の基本的考え方 2016年度版
(発行 (公社)日本下水道協会)

同様の考え方が掲載されている

18

下水道使用料の水準に関する国の方針

- (1) 「今後の下水道財政の在り方に関する研究会（総務省）」
（平成18年3月 総務省自治財政局地域企業経営企画室）

基本は汚水処理費に見合った額を設定すべきだが、他の公共料金や住民負担可能額等を勘案し、3,000円/20m³・月（使用料単価150円/m³）の水準を目途に適正化を図るべき。

- (2) 「下水道財政のあり方に関する研究会（総務省）」（令和2年11月）

「月3,000円/20m³・月」という水準は、雨水公費・汚水私費の原則、経費回収率や住民負担の状況、下水道経営の持続可能性の確保等を総合的に勘案しつつ、検討が必要と考えられる。また、地方財政措置の前提条件となっていることから、繰出基準も含めた下水道事業に対する地方財政措置のあり方とも一体的に検討する視点も必要。

繰出基準に示されている使用料単価150円/m³以上は満たしている。

使用料単価 150円/m³以上

$$\text{郡山市の使用料単価} = \frac{\text{下水道使用料収入 約38.1億円}}{\text{有収水量 約2194万m}^3} \approx \text{約171円/m}^3$$

※流域関連公共下水道の場合 19

下水道使用料に対する考え方

高額となる場合は
範囲を限定する

資本費

・建設にかかる経費のこと
※減価償却費・企業債の利息

下水道使用料で
賄うべき経費

維持管理費

・維持管理にかかる経費のこと
※修繕費・動力費・委託費等

下水道使用料の算定について

【単位：千円】

下水道管理運営費の内訳

		2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)
下水道管理運営費		9,163,183	9,015,463	9,076,752	8,872,185
内訳	下水道管理運営費(雨水)	1,934,029	1,923,439	1,921,754	1,906,665
	下水道管理運営費(汚水)	7,229,154	7,092,024	7,154,998	6,965,520

使用料対象経費の予測

		2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)
下水道管理運営費(汚水)		7,229,154	7,092,024	7,154,998	6,965,520
控除額	長期前受金戻入(汚水)	1,001,083	1,024,353	1,041,890	1,052,911
	基準内繰入金(汚水)	2,253,590	2,122,183	2,238,392	2,063,559
使用料対象経費		3,974,481	3,945,488	3,874,716	3,849,050

下水道使用料収入の予測

経費回収率

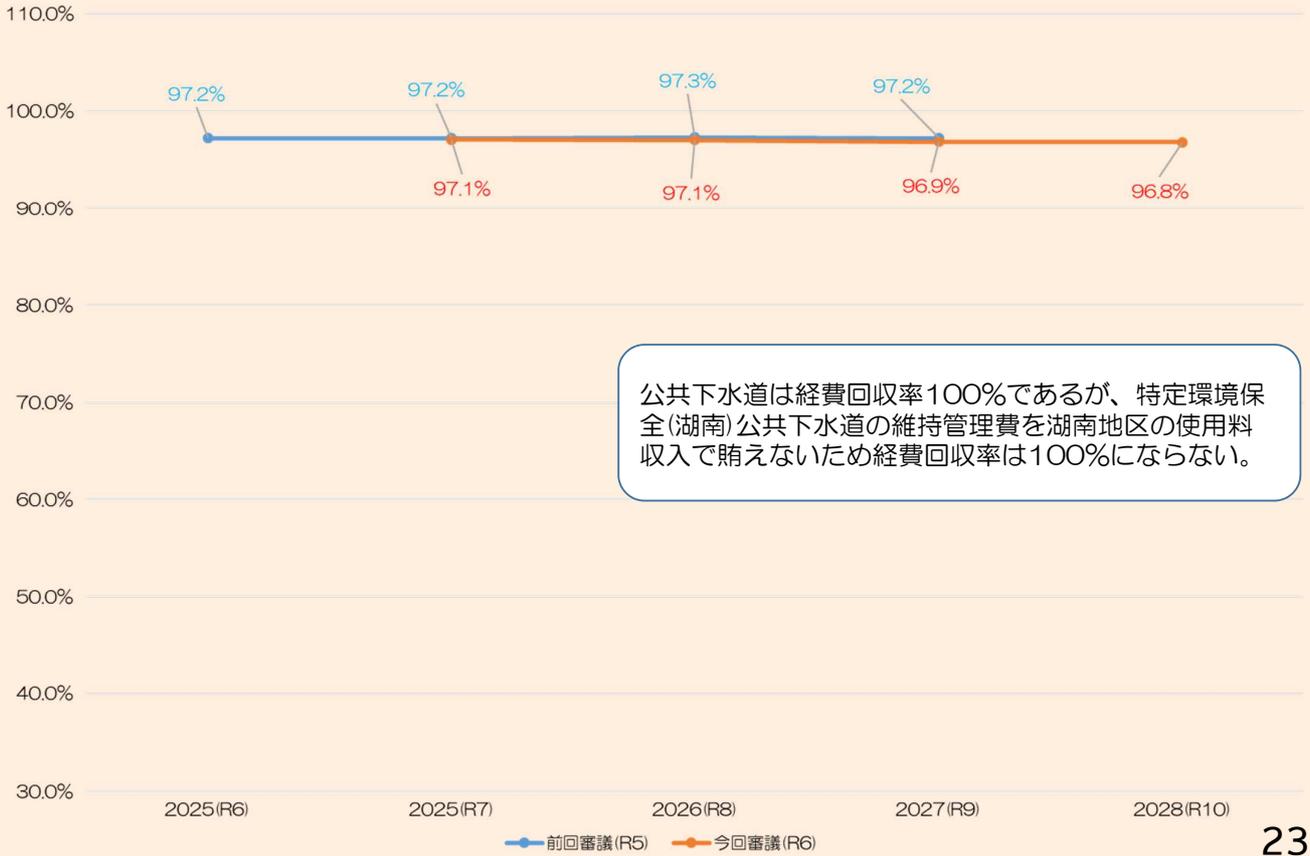
		2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)
使用料収入		3,859,155	3,829,343	3,753,733	3,726,625
基準外繰入金(使用料対象経費－使用料収入)		115,326	116,145	120,983	122,425

経費回収率

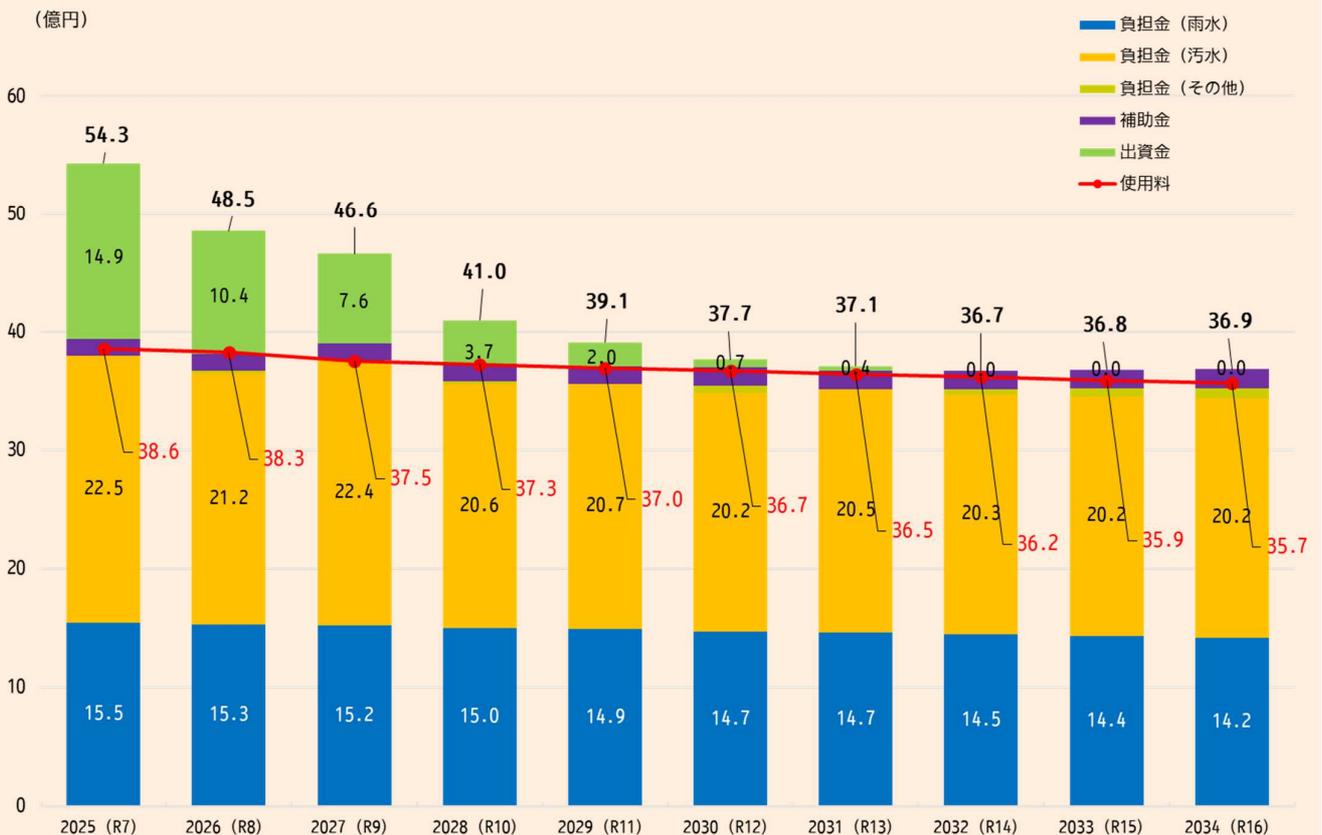
$$\text{経費回収率} = \frac{\text{下水道使用料収入}}{\text{使用料対象経費 (汚水処理経費)}}$$

経費回収率とは、使用料で回収すべき使用料対象経費（汚水処理経費）を使用料収入で賄えているかどうかを示す指標。
 この数値が100%を下回っている場合、使用料で回収すべき汚水処理経費を全て使用料で賄えていない状況を示す。

経費回収率の予測

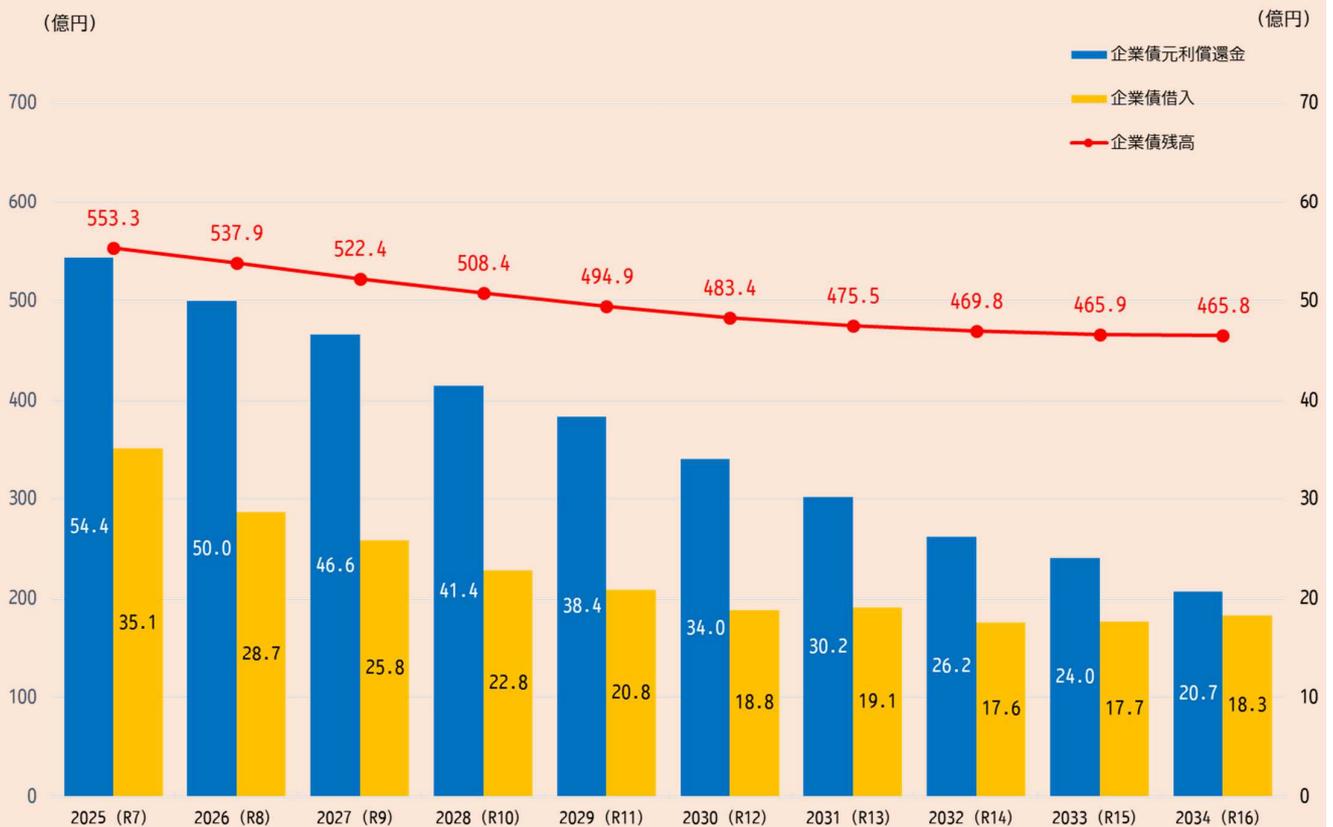


一般会計繰入金の推移予測



※他会計出資金は、雨水及び汚水の合計額です。

企業債元金償還・企業債借入・企業債残高の推移予測



25

下水道事業の資産維持費について

「下水道使用料算定の基本的考え方」（公益社団法人日本下水道協会発行）は平成28年度末に大幅に改訂。

下水道使用料対象経費の算定の中に、水道事業などと同様に「資産維持費」を位置付け。



下水道事業では、資産維持費の算定方法については示されていない。

郡山市上下水道事業経営審議会 答申（令和3年11月11日）

下水道使用料の資産維持費については、国の制度上一般会計からの繰り入れがある場合には計上が難しいことから、今後の国の制度変更等に応じて検討することが望ましい。

26